

ともに学び合う地域づくりへ

鈴木 敏正

一 はじめに

本分科会は、子どもを中心においた子育てにかかわることに
より、子どもはもちろん、教師・保護者・地域住民その他の援
助者が相互に学び合い、それらをとおして「ともに育ち合う地
域づくり」への理論的・実践的課題を明確にすることをめざし
てきた。(注1)昨年度の討論をふまえて、子育てにかかわる「て
いねいなつなぎあい」(それは同時に学び合い)をどのように
進めるかが本年度の課題であることを確認して報告・討論に入
った。

本年度の特徴として、ほんらいならば特別支援教育の対象と
なるような困難を抱えた子どもたちに対応する実践的経験が提
示されたことがある。それらをめぐる討論を通して、本分科会

の趣旨をより深く、より広く理解することができるようになっ
たことは、本年度の重要な成果である。

以下、①子育てに関わることを通して、ともに学び合うこと
の重要性を示した学校支援地域本部事業における住民出身のコ
ーディネーターの実践、②困難を抱える子どもとその家族への
教師の支援活動から見えた課題、③それらに取り組み上でのモ
デルとなる「子育て支援ネットワーク」の実践、そして④これ
らの実践とかかわる教育研究会(＜子育て・教育＞市民フェ
スティバル)の意義、について報告する。

二 子どもの「人間体験」を豊かにする学 び合い

教育権は生存権・労働権・自治権と並ぶ社会権の一環である
が、その大前提は日本国憲法第二三条が保障する「個人の尊厳」
であり、子どもに即しては国連の「子どもの権利条約」(一九
八九年)が保障する子どもの権利であるが、「子どもの権利は
大人(教師・親・地域住民)に権利とともに」という基本は、
本分科会が確認してきたところである。(注2)当面する課題は、
それを具体的な実践をとおして立証し、現実化して行くことで
ある。

現在の日本においてそのことが何よりも問われているのは、東日本大震災の被災地・被災住民であることは言うを俟たない。とくに原発事故のあった福島の子どもたち（そして親・住民・教師）の権利を保障することは喫緊の課題である。『厚別・白石子育てクラブ』の原発事故から避難してきた方々への支援活動について」（同クラブ事務局 川村裕美）は、時間調整の都合で口頭報告ができなかったが、被災住民とくに子どもへの支援活動は、被災者に寄り添いつつ、現職・退職教員、地域住民・学生・保育者・劇団等に支援ネットワークを広げながら、原発・震災・復旧とは何か、教育・人権とは何かなど「自らの学びを深め合っていく視点」の重要性を認識してきている。なお、こうした活動のひとつの重要な前提として放射能から子どもを守るという活動があるが、「科学教育と放射能リテラシーについてのメモ…『内部被爆』と『食の安全』を中心とした保育園セミナー（二〇一二年）の取り組みから」（北海道大学 梅津徹郎）の文書報告があったことを付記しておく。

「新教育基本法」以来、子育て支援の基本的政策となった「学校・家庭・地域住民等の連携協力」（第一三条）、その中心的事業である「学校支援地域本部事業」への対応が問われている。北海道はとくに、全市町村で「学校支援地域本部」が設置され、この事業の「優等生」とされている。この事業は生涯学習・社会教育事業として展開され、スクールガードや地域住民の授業

支援などとして進められている。焦点となるのはコーディネーターの役割であるが、形式的に社会教育主事や元教員（とくに管理職）が配置されていて、実質的に「連携協力」を進展させることになってない場合が多い。こうした中で注目されるのは、地域住民がコーディネーターとなり、学校と家庭・地域をつないでいる枝幸町の実践例である（「枝幸町学校支援地域本部事業のその後 二〇一二年…地域コーディネーターとクラブマネージャーとしての視点から」、報告…枝幸町教育委員会学校支援地域本部事業コーディネーター 井上典子）である。

この報告は昨年を引き続くものであり、昨年は教員へのアンケート調査結果をふまえて、地域住民の立場から、連携・協力を進める際に学校・教師が抱えている問題点と課題を指摘することが前面に出ていたが、今年は、学習支援と環境支援の両面にわたって実践的前進がみられたという報告であった。とくに朝読書が子どもに与えた影響、校内マラソンの「地域マラソン大会」化、学芸会ダンス指導からの地域展開、高校生ボランティア「しようねん隊」の活動参加、そして「総合型スポーツクラブ」と連携した実践の開拓などに新たな展開があった。

その際に重要なことは、子どもを中心に、地域住民との交流の場をつくりつつ、学校だけではできない「人間体験」（報告者の表現）を進めたということである。このことよって、教師は「安全、安心な授業づくり」ができたというだけではく、

地域住民がもっている「技術」から学び、子どもたちと向き合う時間をもって子ども達から学ぶことができるようになった。

地域住民は「自分自身の学びを發揮する場ができ、伝えるためにさらに学ぶ学習」が進み、新たな生き甲斐が生まれた。討論の中で井上さんは「コーディネーターである自分自身がいちばん学ぶことができた」と述べている。ここ見られるのは、子どもを主体とした実践にかかわることによって、かかわるものとともに学び合う関係が作られつつあるということである。

課題もある。教師の参加とくに学校側のコーディネーターの不在、学校内での教育実践との内的関係づくり、総合型スポーツクラブの有料性への対応、コーディネーターへの処遇、地域全体で継続的に支える体制づくりなどである。しかし、この実践例は単なる組織づくりを超えて、子どもを中心に置き、地域住民がコーディネーターとなつて、実質的に「家庭・学校・地域住民等の連携協力」を進めるとどのようなことが可能となるかを示すひとつの重要なモデルを提示していると言える。

二 困難を抱える子どもへの対応で問われること

二一世紀のグローバリゼーションと新自由主義的政策の展開

により、地域格差・階層格差が拡大し、民主党政権のもと、とくに^②二後により深刻な状況にある。こうした中で、困難を抱えた子どもたちが周辺の地域・学校に集中する傾向がある。そうした現場における実践的対応こそ、本分科会がめざす「ともに学び合う地域づくり」の試金石である。

「こどもの育ちと学びを支えるために家庭と学校と地域はどのように連携すべきか」（報告…佐呂間高等学校 奥山輝久）は、そうした中で困難を抱えた子どもに対応する際の課題を浮き彫りにするものであった。佐呂間町は農業と漁業が中心産業であるが、とくに農業の不振により経済的困難をかかえた家庭が多く、「生活の影」が気になる生徒が多い。離婚等を契機とする母子家庭は、クラスの四分の一にもなる。奥山報告は、それらの生徒の中で不登校・ひきこもり状態になった「君への取り組みを事例にした問題提起であった。

個人情報関係で具体的にふれることはできないが、担任として「君によりそった丁寧な指導、とくに家族全体を視野においた対応があったことは指摘しておかなければならない。しかし、この実践で重要なことは、担任だけでは対応できないことを明確にし、「生徒を中心に据えた情報交換と検討協議の体制づくり」をしながら、具体的には、学年団・教育相談員会・職員会議などで情報を共有・検討しながら進めたことである（学年を超えた連携やスクールカウンセラーなどの専門家との連携

には課題を残した)。しかし、具体的な対応はやはり担任に偏る傾向があり、報告者によれば、これらの協同を「固有名詞での具体的な対応」にまで進めることができなかった。

また、こうした問題は個別の学校だけでは背負えない課題を含んでおり、小中学校、子供会・民生委員・児童委員・青少年連絡協議会などが分断されており、「一同に介して情報交換を進める組織」、「子どもだけでなく保護者の困り感について寄り添い支えるネットワーク」の必要性が提起された。

討論の中ではとくに道立高校と小中学校あるいは市町村教育行政が、縦割り・官僚的仕組みの中で連携の疎外条件になっていることが道内の諸事例で確認された。そして、それを乗り越えるような連携が、市民参加や教員の対応(校種を越えたネットワークや教育研究会)、社会教育・生涯学習との連携、就学前の保育・教育組織から高等教育機関にまで広がっている実践例などによって検討された。

より困難な状況にあり、それゆえに対応が進んだ実践例は、「地域の端っここの高校における生徒支援について」(報告・瀬棚商業高校 才門勝之)から提起された。瀬棚商業高校は町立高校で、管内でただひとつの職業科校であるが、1間口の小規模校で、来年度の閉校が決まっている(最終年度の三年生は一名)。こうした中でも困難を抱えた生徒が増える傾向にあり、

二〇〇九年にはすべての学年で特別支援学級に在籍経験がある生徒が存在するようになった。「療育手帳」をもった制度だけでなく、いわゆる「グレーゾーン」の生徒も見られる。こうした状況に対応して、教頭・各学年担任・養護教諭からなる「サポート委員会」が設置され、パートナーティーチャー派遣制度を利用した高等養護学校教員の助言を得られるような体制ができた。生徒募集停止となった一年からは、校内コーディネーターを各学年から選出された教員に変更した。生徒の育成だけでなく進路指導への活用を含めて、支援計画・個別指導計画が作成され、保護者や各関連機関や自立支援団体(函館市)とも密接な連携をとるような体制づくりがなされている。

実際の支援では、「ともすれば学力以上に、社会性の向上が重要課題」とされ、学習支援や教育支援に加え、就職指導をも念頭においた社会性育成が焦点になった。外部機関や支援団体は、とくに進路指導への協力においては「療育手帳取得ありき」の考えになっているために、手帳を持っていないければ支援しづらい状況にあり、実際に自立支援団体との連絡は途絶えていつてしまった。しかし、手帳を持つことにはなおステイグマや差別があり、本人も保護者も手帳をもつことに抵抗がある。こうした中で具体的な指導のあり方が問われているのである。そのリアルな事例が、「君の場合であった。コーディネーターの教員は、「手帳取得は最後の手段」とし、「本人が自分自身

が持つ障害について知ってもらうこと」が重要と考えて、関連機関との連携をすすめながら、本人や保護者の葛藤・自問自答のプロセスに寄り添いながらの粘り強い指導を続けた。最終的に本人は手帳取得をし、職場体験などしながら、自衛隊に就職することとなった。こうした経験をふまえて、ていねいな個別指導計画（スマールステップ化やチェック体制）、家庭の教育力をあげるような支援、とくにグレーゾーンにある生徒の社会性（コミュニケーション能力・ソーシャルスキル）向上のための指導のあり方が課題として提起された。

討論においては、療育手帳をもつことを「権利」として考え、卒業後も積極的に活かして行くような指導や社会的理解を広げ深めることの必要性、「正義や医療・心理学モデルを超えて生育歴・家族状況や本人の個性をふまえた教育実践的対応について、次いで、町立の商業高校として持っている地域組織とくに商工会などの連携のあり方について議論された。この中で、学校を越えた地域社会の中での諸活動による「社会性」の高め方、町立立高校とくに農業系高校の実践的経験や、若者自立支援における「すきま」（福祉と就労支援の間）克服への実践例、あるいは生活支援と就労支援の間にある「社会的自立」支援における学習的・教育的活動に学ぶことの重要性も指摘された。

四 「子育て支援ネットワーク」に学ぶもの

三でみた二つの実践例は、母親だけでなく父親・兄弟（姉妹）・祖父母など家族全体への対応、さらに地域全体での取り組みが求められることを示している。

一人ひとりの子ども、とくに困難を抱えた子どもを真ん中におき、課題克服のための支援のネットワークをつくりつつ、かわる人々が学び合って行くような活動、それは稚内市では「子育て支援ネットワーク」と呼ばれている。宗谷の「子育て合意運動」は一九九〇年代後半に曲がり角をむかえるが、二一世紀に入って稚内市ではあらたに「子育て提言」（二〇〇一年）を提起し、地区ごとに状況に対応した「力あわせ運動」を展開した。

しかし、従来の「子育て推進協議会」中学校区単位の子育て連絡協議会「町内会単位の子育て連絡会」という全市ぐるみのいわば「協議会型」の活動だけでは、子どもが抱えている問題の深刻化・複雑化・個別化に対しては対応しきれない。そこで生まれたのが、とくに困難を抱える子どもへの支援のための、専門家の支援を含む「子育て支援ネットワーク」である。それは、協議会型支援を基盤としながら、多様な課題に対応する「市民ネットワーク」のひろがりにも支えられて、独自の役割を果た

すようになってきている。(注3)

その活動は稚内東小学校で生まれ、東地区のネットワークへ発展すると同時に、全市的にひろがりつつある(子ども達の健やかな成長・発達を保障するネットワーク)、報告・稚内市立稚内東小学校 末村哉子・八木博)。「東地区子育て支援ネットワーク」への参加者は、地区三校(中学校1、小学校2)の管理職、事務局校長指導部長、民生児童委員、主任児童委員、SSMの一七〇八名である。子ども達の健全育成、安心して修学できるための諸援助が目的である。扱っているケースは、欠損家庭、保護者が精神的病氣、経済的困窮から、保護者の学校不信や家庭との連絡困難等にひろがっている。このネットワーク活動で大きな存在は市民活動出身のSSMである。当初は東小学校に常駐していたが、稚内市教育相談所に所属(2名)して巡回している。教師・専門家ではなく、子どもにも保護者にも信頼され、ネットワーク参加者はもちろん、教師・学校との間、関連諸組織・個人をつなげる要の役割を果たしている。このネットワークは下からの教育改革を進めるひとつの原動力になっているが、これを全市的な学びや情報交流の場につなげ、ネットワークをより強く・太くすることが当面する課題となっている。

稚内の事例が出されると、稚内だからできたことで自分たちの地域・学校では無理という「稚内特殊論」が聞こえることが

ある。しかし、これまでに多くの困難を乗り越えてきたその実践に学ぶ必要がある。現在でも、要保護・準保護割合が2割を越え、地区によっては4割を超えるというように、日本の最北端にあつてかかえる困難はむしろ他地域よりも大きいとも言える。こうした中で、「一人の子どもを大切にすることは、地域の子ども全体を大切することにつながる」という確信のもと、困難な子ども・家庭への支援につながる資源を広く深くつなげていこうとしている「子育て支援ネットワーク」の実践には学ばべきことが多い。とくに(教師や臨床心理士などの専門家ではない)市民のSSMを位置づけた実践は他町村でも参考となる実践モデルであると言える。

討論では、就学前の子育てや高校教育との連携を強化するなどの課題が話し合われると同時に、2で見た学校支援地域本部事業における市民のコーディネーターの重要性をあわせて、子育て支援における市民参画の重要性について議論された。

五 地域での実践と〈子育て・教育〉市民 フェスティバル

これまで見てきたような学校や地区レベルでの実践をふまえて、市民ネットワークが中核となつて、より広く総合的に、

子育てにかかわる実践交流と学び合いの場を創造する実践がく子育て・教育>市民フェスティバルである。それは、これまで札幌市高教組が教育研究集会を父母・市民・学生に開かれたものにするために、二〇〇一年から開催してきた市民フェスティバルを、〇五年から独自日程で開催するようになり、さらに一年からは「さっぽろ子育てネットワーク」が事務局を担うようになつて発展してきたものである（「さっぽろ子育て・教育>市民フェスティバル 新たな展開」、報告…さっぽろ子育てネットワーク 沢村紀子）。

新しい体制では実行委員会方式をより実質化し、毎月開催される学習会的な実行委員会には参加団体から一人以上出席を原則とし、事業運営は参加団体の分担・協同行うようにした。活動の新しい目玉は『さっぽろ子どもミニ白書』であり、ここに「さっぽろ（石狩圏）」における子ども達（乳幼児から青年・学生まで）の状況と子育て活動の全体が集約されるようになっていく。この白書での活動交流は、参加団体の多様さを反映すると同時に、相互の学び合い、外部への発信にも向けたその発展可能性を示すものとなっている。

二〇一二年度のフェスティバルは、「子どものつらきとき大人へのつらさ」を全体テーマとし、シンポジウム「若者の声を聞いて、子育てを考える」に続いてテーマ別学習交流会（①父親のネットワーク活動に学ぶ、②みんなで語ろう小・中学生の様

子、③どうなる？ これからの札幌の高等教育、④厳罰災害の今、そして子どもたち、⑤「孤育て」にならない！ 地域のみんなと楽しい子育て、⑥民間教育機関による学びと成長、⑦本音トーク！ 今、大学生の思うこと、そして「おわりの集い」を中心とし、パネル展示や「あそびの広場」が実施された。さっぽろ子育てネットワークが基本理念としてきた「子育て・子育て・親育ち」、「子どもの問題は大人の問題でもある」をふまえ、「子どもは、その子を取り巻くたくさんの人とのかわり合いが多いほど心豊かに成長する」（開催挨拶）という理解が反映したものであると言えよう。

二〇一二年度フェスティバルは終了したばかりで、その総括はこれからである。これまでの一二年の蓄積をふまえて総括することも必要であろう。討論では、たとえば、今の体制になる前に実施されてきた「ワンデーすくゆる」などは、教師がどのような実践をしているのかを市民が理解し、連携のあり方を考える上でも重要ではないか（とくに本集会のテーマ討論で紹介された道徳教育の実践など）、そもそもこのスタイルは「子育て文化協同」集会をモデルにしてはじまったものであり、「子ども文化」の創造、多様な団体のいくつかが協同してはじめてできることなどを意識的に追求していくべきではないかという意見が出された。しかし、このフェスティバルそのものが、学校・地区レベルの現場で行われている実践とつながっており、

そこで直面する課題、実践展開方向と密接な関連をもっていることが理解できたことは、本年度の大きな成果であった。

(北海道大学名誉教授)

1 『持続可能で包容的な社会のために』鈴木敏正、北樹出版、二〇

一一、序章。

2 『新版 教育学をひらく』鈴木敏正、青木書店、二〇〇九、終章。

3 『持続可能で包容的な社会のために』前出、第一章。